

(添付書類一)

添付書類一 変更後における再処理の事業の目的に関する説明書を以下のとおり補正する。

| ページ | 行 | 補 正 前 | 補 正 後 |
|-----|---|-------------------|---------------|
| 一 | 一 | 添付書類一を右記のとおり変更する。 | 別紙一1のとおり変更する。 |

別添1

添 付 書 類 一

変更後における再処理の事業の目的に関する説明書

平成30年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、核燃料サイクル政策については、我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針とし、具体的には安全確保を大前提にプルサーマルの推進等を進めることが明確化されている。この政府の方針に基づいて、当社で行う再処理の事業は、エネルギー資源の乏しい我が国にとって大きな意義がある。

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」では、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な資金を安定的に確保できるよう、拠出金制度及び認可法人制度の創設を明確化するとともに、使用済燃料再処理等実施中期計画の策定等について規定している。また、使用済燃料再処理等実施中期計画は、同法の規定により、使用済燃料再処理機構が定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないとされている。なお、同法の附帯決議において、経済産業大臣が認可する際には、原子力委員会の意見を聴くものとされている。

当社の再処理の事業は、使用済燃料から回収されるウラン及びプルトニウムを原子炉の燃料として平和の目的に利用するため、国内の原子力発電所で生じる使用済燃料を再処理するものであり、さらに、使用済燃料に含まれる放射性廃棄物を適切に管理及び貯蔵することをも目的とした原子燃料サイクルの要となる事業である。

以上のことを踏まえ、当社は、引き続き従来どおり、「原子力基本法」にのっとり、厳に平和利用に限り再処理事業を行う。また、当社が行う再処理事業は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に基づき使用済燃料再処理機構が行う業務の一部が委託されたものであり、使用済燃料再処理機構と当社において締結した使用済燃料再処理役務委託契

約に基づき実施するものである。その実施においては、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第45条第1項に基づいて策定される使用済燃料再処理等実施中期計画に従うとともに、平成30年7月に原子力委員会決定された「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を踏まえるものとする。

このような目的に沿って、安全性を最優先とし、再処理施設を建設運転するとともに国際約束の実施のために必要な措置を講ずることにより、再処理の事業の確立を図る。